一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　山梨県笛吹市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、笛吹市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十一号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十五年五月三十日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　山梨県南巨摩郡富士川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、富士川町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　富士川町（次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十二号

　出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。
　平成二十五年五月三十日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Cyclamen L.	15-Aピンク	田中勲 埼玉県上尾市西宮下４丁目399番地	第25078号 平成25年３月11日
〃	16-１Aオレンジ	〃	第25079号 平成25年３月11日
Euphorbia L.	インカルフ	有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン 愛知県長久手市砂子607番地	第19858号 平成25年３月14日
〃	イムプレファント	〃	第19859号 平成25年３月25日
Primula L.	御所車（ごしょぐるま）	石塚健壽 東京都東久留米市滝山７―23―１	第23539号 平成25年３月15日

Solanum lycopersicum L.	KGM092	カゴメ株式会社 愛知県名古屋市中区錦３丁目14番15号	第24710号 平成25年３月19日

○国土交通省告示第五百三十号

　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。
　平成二十五年五月三十日
国土交通大臣　太田　昭宏
　第二項の表宮崎ＶＯＲの項中「昭和47年８月17日」の次に「（平成25年６月27日から平成25年９月18日まで供用休止）」を加え、同項の次に次のように加える。

赤江上瀬に同じ	N31°52′ E131°27′ 宮崎県宮崎市	116.0	100な	しＡＥＥ	24時間	平成25年６月27日	赤江ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

　第五項の表宮崎ＤＭＥの項中「昭和47年８月17日」の次に「（平成25年６月27日から平成25年９月18日まで供用休止）」を加え、同項の次に次のように加える。

赤江上瀬に同じ	N31°52′ E131°27′ 宮崎県宮崎市	1,194	3な	しＡＥＥ	24時間	平成25年６月27日	赤江ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

附　則

　この告示は、平成二十五年六月二十七日から施行する。

○国土交通省告示第五百三十一号

　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の三第一項の規定に基づき、確認審査等に関する指針（平成十九年国土交通省告示第八百三十五号）の一部を次のように改正する。
　平成二十五年五月三十日
国土交通大臣　太田　昭宏
　第一第二項第二号中「ことを」の下に「次に掲げる方法のいずれかにより」を加え、同号に次のように加える。
　イ　建築士法第五条第一項に規定する一級建築士名簿、二級建築士名簿又は木造建築士名簿（以下「建築士名簿」という。）により確かめる方法
　ロ　当該建築物の計画に係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項において「申請者等」という。）に対し建築士法第五条第二項に規定する一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は同法第十条の十九第一項に規定する一級建築士免許証明書若しくは同法第十条の二十一第一項に規定する二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「建築士免許証等」という。）の提示を求め、当該建築士免許証等により確かめる方法
　第一第二項第二号の二及び第二号の三を次のように改める。
　二の二　申請又は通知に係る建築物が建築士法第二十条の二の規定の適用を受ける場合にあっては、施行規則別記第二号様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号様式による通知書の第二面に記載された構造設計一級建築士である旨の表示をした者が、建築士法第十条の二第四項に規定する構造設計一級建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。
　イ　一級建築士名簿により確かめる方法
　ロ　申請者等に対し建築士法第十条の二第一項に規定する構造設計一級建築士証（同法第十条の四第一項の規定により中央指定登録機関が交付するものを含む。）の提示を求め、当該構造設計一級建築士証により確かめる方法